

美波町・ケアンズ市姉妹都市締結50周年記念海外派遣業務

委託事業

公募型プロポーザル説明書

平成31年1月

美 波 町

美波町・ケアンズ市姉妹都市締結50周年記念海外派遣業務委託事業に係る入札公告については、関係法令に定めるもののほか、この公募型プロポーザル説明書によるものとする。

1969年（昭和44年）4月1日、ウミガメを縁にオーストラリアケアンズ市と日和佐町（現・美波町）が姉妹都市を締結した。2019年（平成31年）に50周年を迎えるにあたり、美波町長及び地元浄瑠璃団体（赤松座）をはじめとする使節団を同年8月に開催予定のケアンズフェスティバルに派遣し、記念式典への出席及び同フェスティバルでの浄瑠璃公演を行い、更なる交流事業の発展と継続につなげるため、美波町・ケアンズ市姉妹都市締結50周年記念海外派遣業務（以下「業務」という。）を行う。

本業務を遂行するにあたり、専門的な知識及び経験をもとに技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するものである。

1. 業務内容

(1) 業務名

美波町・ケアンズ市姉妹都市締結50周年記念海外派遣業務委託事業

(2) 派遣先

オーストラリア ケアンズ市

(3) 業務内容

別紙「業務仕様書（案）」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から平成31年12月31日

2. 参加資格

(1) 次の要件を備えた者であること。

- ① 法人等を設立して10年以上経過していること。
- ② 過去5年以内に、自治体や教育機関等で本業務と同種・類似の海外派遣業務の受注実績を有する者であること。
- ③ 訪問国に現地での対応可能な提携先等があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 国または地方自治体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立がなさ

れている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をした者でないこと。

- (7) 美波町暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 3 月 25 日付け美波町告示第 6 号）の入札参加排除措置を受けていないこと。

3. プロポーザルの方法

(1) 選定方法

本プロポーザルは、参加証明書及び企画提案書の添付資料をもとにヒアリングを実施した上で、本プロポーザル審査委員会が審査を行い、優先交渉権者を 1 者、次点者を 1 者選定する。

(2) スケジュール

| 日 程 | 項 目 |
|---------------------|--|
| 平成 31 年 1 月 11 日（金） | ・プロポーザル公告 ・プロポーザル説明書等の交付開始 ・参加表明書及び企画提案書の提出開始 ・参加表明書及び企画提案書に対する質問受付開始 |
| 平成 31 年 1 月 17 日（木） | ・参加表明書及び企画提案書に対する質問書の提出期限 |
| 平成 31 年 1 月 22 日（火） | ・参加表明書及び企画提案書に対する質問書の回答 |
| 平成 31 年 1 月 29 日（火） | ・参加表明書及び企画提案書の提出期限 |
| 平成 31 年 2 月 4 日（月） | ・ヒアリング及び審査の実施 |
| 平成 31 年 2 月 5 日（火） | ・優先交渉権者、次点者の特定 ・審査結果の通知および公表 |
| 平成 31 年 2 月 8 日（金） | ・優先交渉権者から見積聴取 |
| 平成 31 年 2 月 12 日（火） | ・契約の締結 |

4. 事務局

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1

美波町役場政策推進課 姉妹都市・友好都市交流担当

担当者 事務主任 川西 永悦

電 話 (0884) 77-3616

FAX (0884) 77-1666

美波町ホームページ <http://www.town.minami.tokushima.jp/>

電子メール kawanishi.hisanobu@minami.i-tokushima.jp

5. 必要書類の交付

(1) 交付資料

- ① 美波町・ケアンズ市姉妹都市締結50周年記念海外派遣業務委託事業公募型プロポーザル説明書
 - ② 業務仕様書（案）
- (2) 交付期間
平成31年1月11日（金）～平成31年1月29日（火）
- (3) 交付方法
美波町ホームページよりダウンロードすること。

6. プロポーザル実施の留意事項

- (1) 費用負担
参加表明書及び企画提案書作成にかかる費用の一切は、参加者の負担として参加報酬（報償費）は支払わないものとする。
- (2) 審査結果に関する異議申立て
参加表明書、企画提案書及びヒアリング内容に対する審査委員会の審査結果に対し異議申立てはできない。
- (3) 失格条項
次のいずれかに該当の場合は、失格となることがある。
- ① 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。
 - ② その他、本プロポーザル説明書に定める手続、方法等を遵守しない場合。
 - ③ 本プロポーザルの手続き期間中に、美波町から指名停止を受けた場合。
- (4) 無効となる参加表明書及び企画提案書
参加表明書及び企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがある。
- ① 参加資格及び条件を満たしていない場合。
 - ② 参加表明書及び企画提案書の全部又は一部が提出されていない場合。
 - ③ 参加表明書及び企画提案書と無関係な書類である場合。
 - ④ 他の業務の参加表明書及び企画提案書である場合。
 - ⑤ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ⑥ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ⑦ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑧ 参加表明書及び企画提案書に定められた箇所を除き、社名や商標、記号など参加表明書を認識できるものを表示したもの。
- (5) 参加表明書及び企画提案書の取扱い
- ① 提出された参加表明書及び企画提案書は、本プロポーザルの評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。
 - ② 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。また、提出された参加表

明書及び企画提案書は提出者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

- ③ 提出された参加表明書及び企画提案書は、審査に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
- ④ 提出された参加表明書及び企画提案書及び審査の結果は、美波町情報公開条例に基づき開示の対象となる。

(6) その他

- ① 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- ② 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした参加者に対し指名停止措置を行うことがある。
- ③ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ④ 特定された企画提案書の内容については、当該業務の業務仕様書に反映するものとする。
- ⑤ 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した業務仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。
- ⑥ 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、公表・使用することはできない。

7. 参加表明書及び企画提案書の作成

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成すること。

(1) 参加表明書

- ① (様式1) 参加表明書
- ② (様式2) 会社概要書
- ③ (様式3) 業務実績書

(2) 参加表明書の作成要領

参加表明書の提出者は、2. 参加資格を満たす者であること。

参加表明書の様式は、様式1 (A4判) に示すとおりとすること。

(3) 企画提案書

- ① (様式4) 企画提案書
- ② (任意様式) 本事業の執行体制
- ③ (任意様式) 派遣日程
- ④ (任意様式) 派遣地でのプログラム
- ⑤ (任意様式) 宿泊施設情報
- ⑥ (任意様式) 派遣地での安全管理体制 (緊急時対応・危機管理体制等)

⑦ (任意様式) 見積書

(4) 企画提案書の作成要領

企画提案書の様式は、様式4 (A4判) に示すとおりとする。

執行体制、派遣日程、派遣地でのプログラム、宿泊施設情報、派遣地での安全管理体制の様式については任意とするが、「A4判用紙」を使用すること。

8. 参加表明書及び企画提案書の提出期間並びに提出場所

- (1) 提出期間： 平成31年1月11日(金) ～ 平成31年1月29日(火)
(日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで。(以下「執務時間中」という。))
- (2) 提出場所： 4. 事務局に同じ
- (3) 提出方法： 持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)
- (4) 作成方法及び提出部数： 参加表明書及び企画提案書作成要領による。

9. 参加表明書及び企画提案書に対する質問

- (1) 質問は(様式5)質問書を使用の上文書によるものとし、電子メールで行うこと。電話及び口頭によるものは受け付けない。
 - ① 受付期間： 平成31年1月11日(金) ～ 平成31年1月17日(木)
(執務時間中)
 - ② 受付場所： 5. 事務局に同じ
- (2) 質問に対する回答は、平成31年1月22日(火)に、質問のあったすべての者に対して電子メールで回答するほか、町ホームページに掲載するものとする。

10. ヒアリング及び審査

(1) ヒアリング及び審査要領

プロポーザル参加者より提出された企画提案書等をもとにヒアリングを実施した上で、(2)評価の方法により審査する。ヒアリングに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、原則として特定しないこととする。ただし、やむを得ない理由で出席できないと判断される場合、出席できない旨及びその理由の書面での提出を認めることとし、その理由が妥当であると判断される場合は欠格としない。ただし、この場合の評価は委員会にて協議の上決定する。

- ① 予 定 日： 平成31年2月4日(月) ※詳細な時間は別途通知する。
- ② 実施場所： 美波町役場2階建設課横会議室(予定)
- ③ 出 席 者： 本業務を受託した場合に担当する主任担当者が出席のこと
(2名以内)

- ④ 時 間： 提案内容説明（10分以内）、質問（10分以内）の合計20分以内を予定。

※ヒアリング時の追加資料は認めない。

※ヒアリングの順番は、提案書の提出順とする。

(2) 評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝企画等評価点／見積価格（見積価格は百万円単位（例：5,560千円＝5.56百万円）に換算し、商は小数点第5位以下切捨）

② 企画評価点の算出方法

企画提案書及びヒアリングの内容に応じ、下記①、②の評価項目毎に評価を行い、企画評価点を与える。

なお、企画評価点の最高点数は100点とし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

I. 会社概要及び業務実績

II. 実施方法など

企画評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

企画評価点＝100点×（企画評価の得点合計／企画評価の配点合計）

企画評価の得点合計＝①の評価点＋②の評価点

なお、本業務における企画評価の配点合計は100点とする。

(3) 企画評価点を算出するための基準

企画提案書及びヒアリングの内容について評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

① 会社概要及び業務実績

| 評価項目 | 評価の着目点 | | 評価のウエイト | |
|------|-----------------------|--------------------------------|----------------|---|
| | 判断基準 | | | |
| 業務実績 | 過去5年以内に完了した同種・類似業務の実績 | <実績値> 業務実績1件につき、下記の点数を加算する。 | 実績値10点未満 | 0 |
| | | ○オーストラリア／ 20点 ○英語を公用語・準公 | 実績値10点以上～20点未満 | 3 |
| | | | 実績値20点以上～30点未満 | 6 |
| | | | 実績値30点以上～40点未満 | 9 |

| | | | | |
|-----|------------------|------------------------|--------------------|----|
| | | 用語とする国／5点 ○その他の国／1点 | 実績値40点以上 ～50点未満 | 12 |
| | | | 実績値50点以上 | 15 |
| その他 | 本社または事業 所の所在地 | | 徳島県外 | 0 |
| | | | 徳島県内 | 5 |
| 合 計 | | | | 20 |

② 実施方針など（評価にあたっては企画資料及びヒアリングの内容により総合的に判断を行う）

| 評価項目 | 評価の着目点 | | 評価のウエイト |
|------------|--|--|---------|
| | 判断基準 | | |
| 提案の趣旨 | 実施の目的・狙いに沿った提案であり、高い効果が期待できる企画内容である。 | | 10 |
| 滞在先の手配 | 滞在先が安全面・交通面の配慮ができており、且つ仕様書（案）に沿った滞在先が提案されているか。 | | 10 |
| 交通手段の手配 | 事業を円滑に進めるための交通手段が確保されており、緊急時には柔軟に、且つ迅速な対応が可能であるか。 | | 10 |
| 研修の実施 | 事前研修の実施内容、回数、実施体制等が明確に記載されているか。 | | 10 |
| 全体行程 | 事業実施までの全体スケジュール及び海外派遣の行程について、明確に記載されているか。 | | 10 |
| 価格評価 | 見積価格が最も安価だった事業者に10点（以降安価順に8点、6点、4点、2点） | | 10 |
| 緊急時対応・危機管理 | 現地及び移動中の事故、急病、災害等が発生した場合の対応について、明確に記載されており、現地スタッフの体制（組織、業務内容、役割分担、問合せ可能時間等）について明確に記載されているか。 また、国内及び現地における即応体制の構 | | 10 |

| | | | |
|------|--|---|----|
| | | 築ができていますか。 | |
| 特記事項 | | 美波町が提示した要件以外で、提案者が有用であるとする提案内容が明確に記載されているか。 | 10 |
| 合 計 | | | 80 |

(4) 評価内容の担保

特定者は、企画提案書のうち「本業務の遂行体制、派遣日程、派遣地での安全管理」の内容を企画計画書に明記し、その内容を適切に遂行すること。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、平成31年2月5日（火）次の要領により書面で通知する。

- ① 審査の結果、優先交渉権者及び次点者となった企画提案の提案者を特定し、その旨を特定通知書により通知する。
- ② 審査の結果、優先交渉権者及び次点者に特定しなかった企画提案の提案者に対しては、特定しなかった旨を非特定通知書により通知する。

(6) 審査結果の公表

審査終了後、美波町ホームページに優先交渉権者及び次点者の名称及び全ての評価値を公表し、優先交渉権者及び次点者以外の名称は非公表とする。

11. 契約の締結等

(1) 随意契約にかかる見積聴取

- ① 美波町は優先交渉権者となった者を美波町・ケアンズ市姉妹都市締結50周年記念海外派遣業務にかかる随意契約の見積聴取の相手方とするものとする。ただし、優先交渉権者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当することとなった場合、又は美波町長から指名停止を受けた場合、事故等により契約が不能となった場合には、次点者を見積聴取相手方とする。
- ② 審査委員会で特定された優先交渉権者に当該業務にかかる海外派遣業務委託契約の第1位交渉権が与えられる。なお、契約の交渉が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

(2) 業務名

美波町・ケアンズ市姉妹都市締結50周年記念海外派遣業務委託事業

(3) 委託期間

契約締結の翌日から平成31年12月31日

(4) 業務内容

美波町・ケアンズ市姉妹都市締結50周年記念海外派遣業務 一式

※派遣業務は、美波町が定める契約書のほか、美波町・ケアンズ市姉妹都市締結50周年記念海外派遣業務委託事業に伴う業務仕様書（案）によるものとする。

(5) 提案上限額

予算額 10,000,000円（消費税含む）以内を目標とする。

(6) 契約者

美波町

(7) 契約保証金及び前払金

美波町・ケアンズ市姉妹都市締結50周年記念海外派遣業務委託契約書（案）及び美波町建設工事標準請負約款によるものとする。

(8) その他

- ① 具体的な業務の遂行にあたっては、企画提案に記載された内容を尊重し、美波町との協議に基づいて美波町・ケアンズ市姉妹都市締結50周年記念海外派遣業務委託契約書（案）を修正し遂行する。
- ② 契約事項の詳細については、美波町財務規則及び美波町建設工事標準請負契約約款に準ずる。